

会議録

会議の名称	平成 25 年度第 1 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 25 年 7 月 11 日（木曜日）18 時 56 分から 19 時 56 分
開催場所	田無庁舎 4 階第 3 委員会室
出席者	委員：金石委員、増田委員、若松委員、平山委員、村田委員、指田委員、新倉委員、田中委員、長谷田委員、清水委員、土方委員、鎌田委員、澤田委員、芦野委員 事務局：市長 丸山、市民部長 宮寺、保険年金課長 石橋、国保給付係長 貫井、国保加入係長 阿部、国保徴収係長 清水、国保給付係主査 三城 欠席：石田委員
議題	1 会長・会長代行の選出 2 諮問事項 国民健康保険延滞金の見直し 3 その他
会議資料の名称	資料 1 平成 25 年度西東京市国民健康保険運営協議会委員名簿 資料 2 西東京市国民健康保険条例 資料 3 西東京市国民健康保険運営協議会規則 資料 4 西東京市組織図 資料 5 延滞金の見直しについて（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>午後 6 時 56 分 開会</p> <p>○事務局： 事務局あいさつ</p> <p>1. 委任状の交付 ○事務局： 市長から委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。 （市長、各委員に委嘱状を手交）</p> <p>2. 市長挨拶 ○事務局： 国民健康保険運営協議会開催に当たり、市長から御挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>○市長：</p>	

改めまして、こんばんは。今、委嘱状を 15 名全員の方にお渡しさせていただきました。被保険者側、保険側、そして公益というような 3 つの団体からそれぞれ 5 名ずつ、これから 2 年間、このメンバーで、この協議会、よろしくお願ひしたいと思ひます。

昭和 36 年にスタートしました国民皆保険制度は半世紀を越え、国民皆保険制度を支えた国民健康保険は今まさに岐路に立っていると感じております。

制度発足当時と違い、農業、商工業などの自営業の方から、年金生活者の方へと、加入状況が大きく変化しております。

高齢化により医療費が年々高い伸びを示す一方、現役世代が減少し、とりわけ失業者やフリーターなどの定職を持たない方が加入できる唯一の健康保険である国民健康保険の運営は厳しさを増しております。

平成 25 年度の国民健康保険の運営につきましても当協議会で御議論いただきまして、1 月 31 日、清水会長から答申をいただきました。

第 1 回の定例会におきまして議会に提案しまして、保険料率、賦課限度額の引き上げというようなことで改正をお認めいただいたところでございます。

新たに任期を迎えました当協議会も、ことしは、15 名中、新たに 6 名の方に委員を引き受けていただき、開催することができました。

改めまして、皆様、西東京市国民健康保険運営協議会委員をお受けいただきまして、まことにありがとうございます。

今後、2 年間、西東京市の国民健康保険の運営につきまして御審議いただくこととなりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

国では、8 月 21 日までに社会保険制度改革国民会議において今後の社会保障制度のあり方について取りまとめていると伺っております。

国民健康保険につきましても保険者の都道府県化など、将来の姿がデザインされてくるものと注視しているところでございます。

西東京市の国民健康保険の保険者としては、そうした国の動向も気になるころではございますが、まずは現行法の下で持続可能な財政運営を行っていかねばなりません。

本日は、後ほど、延滞金の見直しについて諮問をさせていただくことになっております。

こちらは市税の延滞金が地方税法の改正により条例改正をしたことに伴いまして、国民健康保険料の延滞金についても市税と同様の取り扱いといたしたく諮問させていただくものでございます。

これからも委員の皆様の知恵をおかりして、適正な国民健康保険の運営に努めてまいりますので、御協力を御願ひ申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○事務局：

ありがとうございました。

事務局職員自己紹介

○事務局：

それでは、今回、第 1 回目の運営協議会でございますので、会長を選出するまでの間、会議の進行を市長にお願いしたいと思っております。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○市長：

それでは、会長、それから会長代行の方が決まるまでの間ということで進行係を務めさせていただきますと思います。

3. 開会

○市長：

ただいまより、第 1 回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

まず初めに、本日の会議は 14 名御出席ということで定足数に達していることを御報告いたします。

また、石田委員につきましては事前に欠席の御連絡がありましたので、御了承いただきたいと思えます。

それでは、まず国民健康保険運営協議会について、事務局からの説明をお願い申し上げます。

○事務局：

国民健康保険では、市長の諮問を受け、諮問事項の意見の交換や調査、審議、さらに市長への意見の具申を行うための諮問機関として、国民健康保険運営協議会を設置することが国民健康保険法第 11 条で定められております。

本市の運営協議会は、国民健康保険条例第 2 条により、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の 3 つの代表、各 5 名、計 15 名で構成することとなっております。

なお、被保険者、保険医、公益代表各 1 名以上、全体の過半数の出席により会議は成立いたします。

委員の任期は 2 年で、協議会の会長、会長代行は、国民健康法施行例第 5 条により、中立的な立場の公益代表の委員の皆様の中から選ばれることとなります。

また、会議の開催に当たりまして、西東京市国民健康保険運営協議会の傍聴に関する実施基準の第 2 項に基づきまして、委員の皆様のご過半数の同意があれば傍聴人の入室を許可することができることとなっております。

運営協議会における会議録は、市民参加条例第 9 条「会議録の作成及び公開」、同条例施行規則第 4 条「会議録作成の基本方針」などにより、発言者の発言内容ごとの要点記録と

させていただきます。会議開催時に会議録の署名委員を会長より 2 名指名していただき、作成された会議録の確認及び署名のお願いをいたしていますので、よろしくお願いいたします。

○市長：

本日は傍聴希望者の方はいらっしゃいますか。

○事務局：

いません。

○市長

途中でもし入られるような方がいらっしゃれば、そのときは事務局からまた御報告いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

4. 各委員紹介

○市長：

会議次第の 4. 各委員の紹介ですが、資料 1 の名簿に沿って、本日の出席の方、自己紹介ということで、よろしくお願いいたしますと思います。
それでは、被保険者代表の金石様から、よろしくお願いいたしますと思います。

○金石委員：

金石和子です。よろしくお願いいたします。

○増田委員

増田です。よろしくお願いいたします。

○若松委員：

若松明と申します。よろしくお願いいたします。

○平山委員：

平山です。よろしくお願いいたします。

○村田委員：

現在、西東京市農業委員会の会長をしております村田でございます。この運営協議会は 3 期目ということですので、多少の知識、経験を十分に生かせるように努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○指田委員：

医師会の指田と申します。よろしくお願いいたします。

所用で会長の石田が欠席しておりますけれども、私一人のできる限り協力させていただきますので。次回からは出席すると思います。

よろしくお願いいたします。

○新倉委員：

歯科医師会の新倉です。よろしくお願いいたします。

○田中委員：

歯科医師会の田中大平と申します。よろしくお願いいたします。

○長谷田委員：

薬剤師会の長谷田聡と申します。よろしくお願いいたします。

○清水委員：

社会福祉協議会から出させていただいております清水です。泉町 2 丁目に住んでおります。よろしくお願いいたします。

○土方委員：

民生委員をしております土方孝一郎と申します。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員：

東村山法人会で常任理事を務めております鎌田と申します。よろしくお願いいたします。

○澤田委員：

西東京市シルバー人材センターから参りました澤田壽弘と申します。よろしくお願いいたします。

○芦野委員：

多摩小平保健所企画調整課長の芦野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○市長：

石田会長以外、14 名の方が、今、自己紹介ということで、ありがとうございました。

5. 会長、会長代行の選出

○市長：

次第の 5. 会長、会長代行の選出に入りたいと思います。先ほど事務局から、会長、会長代行ということに関しましては国保施行例の第 5 条に基づいてということで、公益代表委員の 5 名の方から、委員全員の選挙により選出することが定められております。

本日、初めてお会いになられる方もいらっしゃると思いますので、公益代表の委員の皆様で会長及び会長代行の候補者を決めていただきまして、委員の皆様全員の御承認をいただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○市長：

それでは、公益代表委員の皆様、別室にお移りいただき、会長及び会長代行の候補について御協議をお願い申し上げます。協議いただいている間は暫時休憩といたします。

午後 7 時 13 分 休憩

午後 7 時 18 分 再開

○市長：

休憩を閉じて会議を再開いたします。どなたか、御報告をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○澤田委員：

それでは、澤田の方から御報告をさせていただきます。協議の結果、会長候補に清水委員、会長代行候補に土方委員と決まりましたので、御報告を申し上げます。

○丸山市長：

今、澤田委員から、会長候補に清水委員、会長代行候補に土方委員との御報告がございました。

報告のとおり承認することで異議はありませんでしょうか。

よろしいですか。

(拍手・承認)

○市長：

それでは、皆様の御承認をいただき、会長、会長代行が決まりましたので、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

(清水会長、土方会長代行 それぞれ会長、会長代行席に着く)

6. 会長、会長代行挨拶

○清水会長：

引き続き会長をさせていただくことになりました。先ほども市長様からいろいろ御意見がありましたけれども、この国保の運営は本当に厳しくて、皆さんのいい知恵を出していただいて、いい諮問答申をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○土方会長代行：

会長代行ということで仰せつかりました土方です。今後ともまたよろしくどうぞお願いいたします。

○清水会長：

ありがとうございました。

7. 会議録署名委員の指名

○清水会長：

それでは、先ほど国保の運営協議会についての御説明が事務局からありましたように、まず、会議録の署名委員の御指名をさせていただこうと思います。

大体、名簿順にいかせていただいておりますので、本日は金石委員と増田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

8. 諮問事項

○清水会長：

それでは、諮問事項に移りたいと思います。市長から諮問事項をちょうだいいたしますので、よろしくお願いいたします。

○市長：

諮問第1号

平成25年7月11日

西東京市国民健康保険運営協議会

(清水会長) 殿

西東京市長 丸山 浩一

西東京市国民健康保険運営協議会への諮問について

標記の件について、西東京市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、下記の

とおりにご質問致します。

記

諮問事項

国民健康保険料の延滞金の見直し

どうぞよろしく御審議の上、御答申をお願いいたします。

○清水会長：

お受けいたします。

いつもですと、諮問を受けた後、市長は公務で退席なさるのですけれども、きょうはお時間があるようなので同席するということです。

御忌憚のない意見なりをちょうだいしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をしていただきたいと思います。

○事務局：

本日は延滞金の見直しについて市長から諮問させていただきました。

それでは、内容に入らせていただきます前に、本日の資料の確認を先にさせていただきますと思います。

(配布資料説明)

それでは、延滞金の見直しについて説明させていただきます。

市税の延滞金につきましては、地方税法の改正により、平成 26 年 1 月 1 日以降、延滞金を計算する割合につきまして改正が行われました。

今回諮問させていただきますのは、国民健康保険料にかかる延滞金につきまして、これまでと同様に、市税と同じ取り扱いとしてよろしいか伺うものです。市税では、納期限後に税を納付する場合には、延滞金を加算して納付しなければならないとされており、地方税法に規定があるところです。

国民健康保険料の延滞金は、地方自治法により、条例の定めるところにより徴収できるとされており、延滞金の割合は地方税の規定による延滞金との均衡を失しないよう措置することが適当であるとの文書も国から発せられているところです。

西東京市の国民健康保険条例では、第 30 条において、年 14. 6 パーセント、ただし納期限の翌日から 1 カ月を経過するまでの間は年 7. 3 パーセントの割合で延滞金を徴収する規定を設けているところです。

また、国民健康保険条例附則第 14 条では、当分の間、本則第 30 条の規定にかかわらず、年 7. 3 パーセントの割合は、前年の 11 月 30 日の日本銀行法に定める商業手形の基準割引

率、いわゆる公定歩合ですが、それに年4パーセントの割合を加算したものが7.3パーセントを超えないときはその割合とし、延滞金の割合を軽減しています。地方税法及び市税条例にも同内容の規定が設けられており、延滞金の割合を税と国保料で同じ取り扱いとしているものです。

今回の地方税法及び市税条例の改正は、国民健康保険で申せば、ただいま説明しました条例附則第14条の部分について見直しを行ったものでございます。

「延滞金の見直しについて(案)」とタイトルがついております資料5をごらんください。総務省が作成した地方税関係の説明資料です。

最初に「国税の見直しに合わせ、延滞金等の割合は以下の通りとする。(注)平成26年1月1日以後の期間について対応する延滞金等について適用」とあります。国、地方とも、延滞金等に同様の特例を設けることにしているものです。

左の表中の延滞金、内容欄が「法定の期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの」、本則欄太枠で14.6パーセント、及びその1行下「1カ月以内等」、本則欄7.3パーセントとなっているのが、地方税法本則の規定です。

それぞれ国保条例第30条の規定、年14.6パーセント、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの間は年7.3パーセントの割合に相当します。

表と本則欄の次に「現行の特例(公定歩合+4パーセント)」とあるのが現在の条例附則第14条に該当するものです。

現行制度では納期限から1カ月以内の年7.3パーセントの部分のみが対象となっているため、本則14.6パーセントの行では傍線の標記、特例の適用なしとなっています。1カ月以内のものは本則7.3パーセントのところ、現行の特例欄では4.3パーセントとなっています。

昨年11月30日を経過したときの商業手形の基準割引率、公定歩合が0.3パーセントでしたので、これに4パーセントを加算した割合となっています。

矢印がございまして、右側の表が見直し案の表です。「特例の見直し案」とある見出しの下に括弧書きで、「(14.6パーセントについては、特例の創設)」とありますが、これまでは対象となっていなかった14.6パーセントの部分も新たに特例の対象とする趣旨です。現行14.6パーセントの延滞金部分は、見直し案では特例基準割合に7.3パーセントを加算したもの、その1行下の段、1カ月以内のものは本則7.3パーセントが現在の特例で4.3パーセントとなっておりますけれども、改正後は特例基準割合に1パーセントを加算したものとされております。

この新たな特例基準割合については、表の下にアスタリスクで記載があり、「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1パーセントを加算した割合」とあります。

国税の改正に合わせ、租税特別措置法で規定されているものです。見直し案では14.6パーセントの割合のものについては、特例基準割合に7.3パーセントを加算したもの。本則7.3パーセントのものについては、特例基準割合に1パーセントを加算したものと

ています。

国内銀行の貸出約定金利、新規で短期分ですが、最近の金利を具体的に申し上げますと、4月中の平均金利が1.052パーセント、5月中が0.786パーセントとのことです。

1年間のこれらの平均が1パーセントと仮定した場合の延滞金の割合が表の右、参考欄となります。

本則14.6パーセントは貸出約定金利の年平均1パーセントに1パーセントを加算した2パーセントが特例基準割合となり、これに7.3パーセントを加算した年9.3パーセント。本則7.3パーセントは同様に、貸出約定金利の年平均1パーセントに1パーセントを加算した2パーセントの特例基準割合に1パーセントを加算した年3パーセントの割合となるものです。

以上が延滞金の割合に関する地方税の改正内容です。冒頭に申し上げましたように、保険料の延滞金は、これまでも税との均衡を保つため同じ取り扱いをしてきたこと、基本的に納付義務者にとっては延滞金の割合について軽減が図られること、26市のうち24市が国保税で、今回の税制改正により改正となること、国保料である立川市においても同様の取り扱いをするとの情報をいただいていることなど、西東京市において、これと異なる取り扱いをすべき理由が見当たらないことから、当市の国民健康保険料の延滞金についても地方税の改正と同様に、この案により見直してよろしいか諮問させていただくものでございます。

説明は以上です。

○清水会長：

ありがとうございました。いかがでしょうか、今、説明していただきました。一口に言ってしまうと「延滞金を下げる」と、そのような御提案ですけれども、いかがですか。

○新倉委員：

いつも12月ごろに保険料の改定で見直しがあって、そのときにまた延滞金の問題がよく出てくるのですが、徴収する係は非常に大変だと思うのですけれども、いずれにいたしましても、税と一体化した同じような料率で少し下げていただくということは、今、延滞している方については非常に払いやすいというのですか、調整しやすくなるのではないかと考えています。

これについては賛成でございます。

○清水会長：

という御意見を今、いただきました。何か御質問がありましたら。

○増田委員：

これは、いつからいつまで適用されることになるのでしょうか。

○事務局：

平成 26 年 1 月 1 日以降の期間の部分に係る延滞金が適用になる。

○増田委員：

要するに、変えない限りはずっとこの率が続くということですか。

○事務局：

そういうことです、平成 25 年 12 月 31 日までの率は今までのものを使って、26 年 1 月 1 日からはこの新たな案の率を使いますという改正になります。

○清水会長：

よろしいですか。

○平山委員：

全体の中で延滞金が生じている事例は、今現在で何件ぐらいあるのですか。

○事務局：

平成 24 年の速報値で大体 1, 800 万円ぐらいの延滞金。もう 1 年前の年ですと、1, 300 万円ぐらいの延滞金を徴収しています。

○清水会長：

いかがですか。

○平山委員：

大した金額ではないですね。言い方は悪いけど。

○増田委員：

その延滞金なのですが、本当は市民の方なり、対象の国民健康保険の人数が、市で何万人かいて、何人か、延滞金を払わない方がおられて、何パーセントと。

その比率はどれぐらいですか。

○事務局：

まず、納期限までに納めていただく場合は、延滞金はかからないことになります。納期限を過ぎて督促状を發布してもなおまだ払っていない方は延滞金の対象になってくるわけですけれども、そういう方はすべて対象になります。

金額的に、保険料自体が大きければ延滞金の金額も大きくなります。それから期間が長

くなれば大きくなるということがございます。

基本的にはすべての方から延滞金を取るのですけれども、いろいろな事情がございまして、延滞金を減免しなければいけない場合もございます。

条例できちんと規定していますので、事務局といたしましては、適正な徴収を心がけております。

○清水会長：

おわかりですか。国保はなかなか複雑なのですよ。いかがでしょうか。ほかにないようでしたら事務局の出していただいた「延滞金等の見直しについて」の原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水会長：

それでは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○清水会長：

全員一致ということで、答申をこのようにしたいと思います。

それでは、答申の文章については、

(答申案配布)

○清水会長：

いかがでしょうか。答申案を今、配っていただきました。それでは、事務局、読んでください。

○事務局：

それでは、読み上げさせていただきます。文書番号等は省略していきます。

西東京市長 丸山浩一 殿

西東京市国民健康保険運営協議会

会長 清水文子

諮問第1号に対する答申書(案)

平成25年7月11日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 諮問事項

国民健康保険料の延滞金の見直し

2. 答申事項

国民健康保険料の延滞金の取り扱いは、市税と同様とすることが適当である。

以上でございます。

清水会長

よろしいでしょうか。

それでは、原文のとおりで。

5分ほど休憩させていただきます。

午後 7 時 38 分 休憩

午後 7 時 43 分 再開

○事務局：

中身を確認いただいて、先ほど読み上げたものと一緒で、文書番号等を入れたものがございます。「25 西審国第 3 号」ということで、御確認ください。大丈夫でしょうか。

○清水会長：

それでは、市長に答申をしたいと思います。号は略させていただきます。

西東京市長 丸山浩一 殿

西東京市国民健康保険運営協議会

会長 清水文子

諮問第 1 号に対する答申書（案）

平成 25 年 7 月 11 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 諮問事項

国民健康保険料の延滞金の見直し

2. 答申事項

国民健康保険料の延滞金の取り扱いは、市税と同様とすることが適当である。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○市長：

国民健康保険料の延滞金につきまして御協議いただきまして、ありがとうございました。本日、いただきました答申を尊重し、国民健康保険の運営に活かしてまいりたいと考えております。

今後とも引き続き、国民健康保険の運営に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

○清水会長：

よろしくお願いいたします。

ただいま市長に答申いたしまして、御公務のようですので、よろしくお願いいたします。

(市長退席)

9. その他

○清水会長：

それでは、9番目のその他に移りたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局：

その他でございますけれども、今、私どもが取り組んでいる「西東京市国民健康保険事業適正化計画について」を御紹介させていただきます。

国民健康保険事業の運営は、特別会計による独立採算によって実施されるべきものですが、保険料や補助金だけでは財源を確保することが困難であり、一般会計から多額の法定外補助金を余儀なくされております。

当運営協議会におきましても、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性の観点から、法定外繰入金は一定の枠内で運用すべきとの御意見をいただいているところです。

このため、現在、保険年金課職員におきまして検討会を立ち上げておりまして、西東京市国民健康保険事業のあるべき姿を検討しています。

今後、8月に取りまとめられます社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえ、運営協議会のご意見、また庁内の調整を行った上で、将来に向けた国民健康保険財政の健全化を図る西東京市国民健康保険事業適正化計画として策定する予定と考えています。

例年ですと12月ということなのですが、ことしはこの辺の御意見等もいただきました

いと思ひまして、10月ぐらゐに再度お集まりいただきてと考へていますので、どうぞ御協力よろしくお願ひいたします。

○清水会長：

適正化ということで、今、検討しているということです。そのことについて御質問がありましたらどうぞ。そうすると、法定外の操出が減る可能性があるということになろうかと思ひます。指田先生、何かありますか。御意見なり、御質問なり。

○指田委員：

少なくとも、私にできるのは、なるべくジェネリックを使うように、患者さんには指導していきながら歳出を減らすことぐらゐしかできないと思ひますけれども、その辺は御協力させていただきつつ、少しでも歳出を減らす。歳入は何とか事務局の人に頑張っていたいでふやしていただくぐらゐしかないとと思ひます。

○清水会長：

いかがですか。好んで病気になる方はいらっしやらないので。

○若松委員：

適正化と言われましたけれども、その取り組みとして西東京市単独でできるのですか。例えば広域でもう少し、小平を含めてやるとか、そういうような動きをとらないと、幾ら西東京市にすばらしい委員がいても、それは無理ではないかと、私は素人考へで思ひますが、もっと広域的な、ある程度の取り組みをされたほうが。

もちろん私が言うまでもなく、しているのでしょうけれども。

○事務局：

おっしゃるとおりで、国民健康保険は、今は各自治体がそれぞれ持っている形で、西東京市は西東京市国保、小平は小平市国保という形で持っています。

現在、社会保障制度改革国民会議で問題になっているというか、テーマとして挙げているのが、それを広域化しましょうと、都道府県単位の保険者という声も出ております。市長会等も、従前から、もう単独の市町村で運営するのは無理だ、広域化をしてほしいという旨の申し入れはしています。

ただ、今はまだ単独なものですから、法的にも、西東京市は西東京市で運営していかなければいけないということです。

将来的な絵がどのように変わっていくかはまさに、今ちょうど変わりつつあるところかもしれないけれども、現実的には先ほど市長からお話がありましたけれども、現行法の中でどこをどのように工夫していくかという検討を今やっているところです。

○清水会長：

先ほども休み時間のときに、早く広域化になれば少しいのかねという話が出ていたのです。先ほど事務局から出たように、1月の運営協議会は値上げの協議会という感じで、私ども、本当に胸を痛めるような協議会なのですね。

だから、早くそういうのがなくなるといいねというのが、何年か、委員を受けている者の感想なのです。

○増田委員：

広域化したら何かいいことがあるのですか。

○事務局：

メリットとデメリット、両方が議論されています。

広域化になることによって財政力が大きくなりますから、1つの市町村ですと、例えばちよつとした病気の方が2~3人ふえてしまうと大変な負担というところもあります。

西東京市の場合は、今、国保に入っている方は5万3千人ぐらいおります。これが、小さな市町村になりますと数百人などという状況になってきたときに、1人の方が重たい病気になってしまうと、それを数百人で負担するのか、5万人で負担するのかというところで、すごく財政的な差が出てきているというのがデメリットの部分。それを、例えば東京都というレベルでやれば、ある程度平準化できるのではないかというのがメリットと言われている部分です。

逆に、今、国で議論されていますのが、東京都という形で、東京都が保険者になって東京都がお金を取ることになると、徴収率が落ちるのではないかとか、あるいはサービスが遠くなるのではないかとというデメリットが心配されている。その辺について、どのようにしようかと協議をしている。

ここに出てきているのは、保険者としては都道府県単位で運営し、保険料の設定については市町村レベル、今のままの状態で行きましょうと。

やり方としては、東京都の標準の料率を設定した上で、西東京市が、標準よりも徴収率がよかったら低い料率になるし、徴収率が悪ければ高い料率になる。

あるいは医療費がかかれば高くなる、そうでなければ安くなるという調整をしていこうかという案も出ています。ただ、いずれもまだ案の段階ですので、どういう方向になるのかは定かではないという情報です。

○清水会長：

よろしいですか。ないようでしたら。

大体、この協議会は2時間を目安にやっていますけれども、今回は、諮問事項も簡単だったものですから早く終われるような気がします。

新しい方が6人ということなので例年勉強会を。とにかく国保は面倒くさいというか、

難しいものですから、新しい方に理解していただくのに勉強会を設けているのです。

その辺について事務局案がありましたらどうぞ。

○事務局：

この後ですけれども、先ほど申しましたスケジュールで、10月ぐらいにその辺の話をさせていただこうかなというのがございましたので、その前ぐらいに、新しい方に、報酬が出ないので大変恐縮なのですけれども、お集まりいただいて勉強会等ができればいいのかなと思っております。時期的には私ども、9月議会がございますので、9月議会が終了して、10月のこの運営協議会を開催するまでの間のどこかで日程の御都合をつけていただいて、お集まりいただければと思っておりますので、またその日程等は調整させていただきたいと思っております。

○清水会長：

ということで勉強会を予定したいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

ほかに何かございますか。なければ閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

では、部長、一言最後にどうぞ。

市民部長：

先ほども課長から、今、国保の運営自体が、国のほうで、国民会議のほうで議論されているということで、その辺の様子を伺いながら。

あと、現制度でできる部分については、市町村で努力できるところは、どうにか国保の運営を継続できるように、皆さんのお知恵をお借りしながら今後も進めていきたいと思っております。

国保の中身は複雑なところもございますので、また勉強会等、お互いの意見をぶつけ合い、いろいろな御意見をいただきながら、いい結果が出せるように進めてまいりたいと思っております。今後ともまたよろしくお願いいたします。

10. 閉会

清水会長：

ありがとうございました。それでは、これで閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 7 時 56 分 閉会